

イマドキの改憲 6

自民党草案を考える

明日の自由を守る若手弁護士の会
共同代表・黒澤いつき



憲法24条は、「個人の尊厳」や「両性（男女）の本質的平等」といった近代の価値観は、社会のみならず家庭内においても保障される、と宣言した条文です。

明治憲法下では家制度が徹底され、家族が戸主に従属し、特に女性が一人前の人間扱いされず常に男性（父親・夫・長男）に付き従う存在として扱われ、自分らしい生き方など許されませんでした。その家制度を廃止に迫り、すべての女性を尊厳ある人間として解放し、すべての家族を「あるべき家族」像から自由にしたのが、憲法24条です（とかく、家庭というものは外から見えにくく、「自分らしさ」が押しつづかれがちなどころですから）。ところがそんな24条に、改憲草案は思いも寄らない条項を書き加えるのです。

現実無視

改憲草案24条1項はこう規定します。「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」。つまり、社会の基礎的な単位は個人ではなく家族だということです。…パッと見、危険な規定には見えないかもしれませんが。13条ですでに「個人の尊重」というテーマを否定し、国民一人ひとりの自分らしい人生など国家にとっては重要ではない、という姿勢を明確にしているの

個人より「家制度」が大事

いうのも当然な流れかもしれませんが。

しかし、家庭といっても千差万別、DV夫から命からがら逃げる母子、介護離職による困窮、ダブルケアで疲弊する妻、シングル親、等々…全員が仲良しで何の悩みもない家庭の方が少ないといってもいいでしょう。

そういった現実を全て無視して「家族が単位、助け合うのが家族というものだろう」というのはあまりにも乱暴で視野が狭い発想です。なんといっても、「助け合えない」家族が、すべて憲法違反の存在になるのです。育児・医療・介護といった福祉政策を家族単位におこなってあとほすべて家族の自己責任として切り捨てる名目に使われかねません。もし現実のものとなれば、こういった問題をすべて女性（妻・母）が背負い込む傾向は強まるでしょう。

戦前思想

また、改憲草案は憲法24条の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」という規定の「のみ」を削除しました。つまり、結婚は愛し合う当事者2人の意思だけで決められるものではない、ということ。当然それは、それぞれの「家」の意見を重視しなければならない、という考えです。ここには、まるで家制度と変わらない思想が流れているのです。